

みんなで作る
安心安全な
まちづくり

夏の地域安全運動 実施されます!

●期間 8月1日(日)~10日(火)



夏休みの時期を迎え、犯罪や事故、少年非行の防止を図るため、県下一斉に「夏の地域安全運動」が実施されます。夏場は、レジャーや帰省などで外出する機会が増え、空き巣狙いや街頭での犯罪が起こりやすくなる季節です。一人一人が防犯に対する意識を高め、安全に、かつ安心して暮らせる町を目指しましょう。

みんなで守ろう地域の安全!!

犯罪のない、安心して暮らせる安全な地域づくり。地域で暮らす、一人ひとりの協力が必要です

「暴力追放ポスター・標語」募集

長野県暴力追放県民センターでは、ノーモア暴力!を目指し暴力団追放のポスター・標語を広く一般の皆さんから募集します。

- テーマ 暴力団を許さない、排除する意識への高揚を訴えるもの
- 要領 「ポスター」 B3版画用紙 「標語」メール、FAX、はがきで何点でも可。
- 締切り 9月3日(金) 当日消印有効
- その他 作品には必ず住所、氏名、電話、年齢を明記すること
- 表彰式 10月19日(火) 長野市民会館で開催の県民大会の席上表彰

※送付先・問い合わせ先
〒380-8510 長野市南長野幅下692-2
(財)長野県暴力追放県民センター
電話026-235-2140

「行方不明の人を捜す相談所」開設のお知らせ

警察では、身内の方などの行方が分からず、お困りの方のご相談に応じています。下記のとおり相談所を開設しますので、ぜひ相談にお出掛けください。

- 【出張相談所】 ※相談時間 9:30~17:00
- ・8月1日(日) 飯田警察署 ☎0265-22-0110
 - ・8月7日(土) 松本警察署 ☎0263-25-0110
 - ・8月8日(日) 上田警察署 ☎0268-22-0110

【常設相談所】 ※相談時間 9:30~17:00
警察本部鑑識課(長野市松代町警察機動センター内)
土日等休日を除く毎日受付。☎026-278-9500
※お問い合わせ先
諏訪警察署鑑識係 ☎57-0110 (内線) 351

運動の重点

~こんなことに気をつけよう~

- 街頭犯罪及び侵入盗対策の推進
自転車盗、器物損壊、車上ねらいが多発しています。ひとり一人の自覚で未然防止対策を推進しよう。
- 少年健全育成活動の推進
子どもたちの安全は地域で守ろう。
- 振り込め詐欺など身近な知能犯罪の被害防止活動
「ちょっとまって 確認・相談忘れずに」のスローガンを住民に周知徹底を図る。
- 強盗等凶悪犯罪の予防活動
金融機関、コンビニ等の強盗犯罪の未然防止の徹底。
- 児童・女性等弱者を対象とする犯罪防止
性的犯罪の増加が懸念されます。防犯パトロール、護身術講習会の開催等で被害防止活動を推進。
- 危険箇所の点検活動
地域における危険箇所の再点検と提言活動の推進。

夏の火災予防運動 8月1日~7日

住宅防火 命を守る 7つのポイント!

◆3つの習慣

①寝たばこは、絶対やめる②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す



◆4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ③火災を早期に消すために、住宅用消火器等を設置する
- ④お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る

— 大切なあなたの一票を忘れずに! —

長野県知事選挙

投票日8月8日(日) 投票時間 午前7時~午後8時

任期満了に伴う長野県知事選挙は、7月22日に告示され、8月8日に投票が行われます。選挙は私たちが政治に参加する大切な機会です。私たちの貴重な一票が「明日の信州」につながりますので、忘れずに投票しましょう。

投票のできる人

- 日本国民であること。
- 満20歳以上であること。
(平成2年8月9日までに生まれた人)
- 引き続き3か月以上、下諏訪町の区域内に住居のあること。
(平成22年4月21日までに転入届をした人)

※今までお住まいの市町村から転出し、県内の他市町村へ転入された方は、転出・転入の時期によって、投票できる場所が異なりますので、次の表によりご確認ください。



	届出の日	投票場所・選挙権の有無		
		下諏訪町で投票できる	旧住所地で投票できる	投票できない
他の都道府県から転入された方	平成22年4月21日以前	○		
	平成22年4月22日以後			○
長野県内の他の市町村から転入された方	平成22年4月21日以前	○		
	平成22年4月22日以後		○※	

※ 投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。なお、期日前投票を行う際にも、この証明書が必要になります。

投票するとき

投票できる時間は、午前7時から午後8時までです。投票に出かけるときには、入場券を忘れずに持参してください。万一、入場券を紛失されても投票できますので、投票所でその旨をお申し出ください。

期日前投票

投票日の当日、次の事由に該当すると見込まれる場合は、期日前投票ができます。

- 期日前投票のできる事由
 - ・仕事や冠婚葬祭などの予定がある場合
 - ・旅行やレジャーなどで出かける場合
 - ・病気や出産、身体の障害などのために歩行が困難な場合
- 期日前投票の期間、場所
 - ・期間：7月23日(金)~8月7日(土)
 - ・時間：午前8時30分~午後8時
 - ・場所：役場庁舎2階 第2会議室
- 期日前投票の方法

入場券を持参のうえ、期日前投票所にある宣誓書に記入し、係員の指示に従って投票してください。(印鑑は不要です)

※お問い合わせ先：下諏訪町選挙管理委員会 TEL27-1111 (内線212・213)

不在者投票

仕事や用務などで町外に滞在中の場合、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。また、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院または入所中の人は、施設内で不在者投票ができます。投票用紙等は、請求書に必要事項を記入のうえ、選挙管理委員会に請求してください。

■郵便等による不在者投票
身体に一定の障害のある人や要介護状態区分が要介護5の人は、郵便等による不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。